

合理的配慮の提供事例報告書 【小学校】

事例の概要

保育園から小学校へ就学する軟骨無形成症児童の安全な学校生活に向けての合理的配慮の事例

- | | | |
|------------|------------|------------------------|
| 1 対象児童の障害種 | 肢体不自由 | |
| 2 障害の程度 | 該当(肢体不自由) | ※学校教育法施行令22条の3に該当か非該当か |
| 3 在籍状況 | 小学校・特別支援学級 | |
| 4 学年 | 小1 | |

5 対象児童の実態

新1年生のA児は軟骨無形成症のため3歳児程度の身長で、頭が大きく自分で歩くことはできるがかなり不安定な状態である。体が小さいため集団行動の時には多人数に圧倒されてしまう危険があり、配慮が必要である。また歩幅も小さく、外出先では信号が青のうちに道路を渡りきれぬかどうかという心配もあり、登下校にも付き添いが必要である。自分で靴をはくことができず、トイレや手洗いなど生活介助が不可欠な状態である。

6 対象幼児児童生徒についての合意形成に至るまでの経緯

(1 誰からの申し出か 2 申し出の内容 3 連携、調整した関係機関 4 合意形成に至った結論)

就学に向けた教育支援委員会の中で、保護者から特別支援学級に在籍することと、トイレを中心に介助の希望があった。特にひざ下が短く、小学校のトイレは足が届かないため配慮が必要だった。教育委員会と学校とで入学までに必要な準備を協議し、保育園の小さいサイズのトイレなら介助なしにできることから、自分でできることは極力させるべく、トイレに補助台を準備することにした。

7 基礎的環境整備の視点と概要

基礎⑤ 施設・設備の整備

A児の足の長さに合わせて、洋式トイレに階段式の補助台を準備した。他の児童も使用できるように、補助台は簡単に取り外しができ、安全に保管できるようにトイレの環境を整えた。

基礎⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置

靴履き替えの補助、校舎内移動時の補助、集団行動時の見守り、トイレ補助台の取り外し等ができるように市費介助員を配置することを決めた。

8 合理的配慮の観点と概要

合理①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

A児は何にでも挑戦しようとする積極性を持っており、できないことに対して自分から支援を求めることができる。A児の力を伸ばすためにも自分一人で行えるよう物的な支援を工夫することを、学校と教育委員会とで共通確認した。

9 成果と課題

生活し慣れた保育園と比べて、多人数での生活になり、机やイス、手洗い場、トイレなど大きさも含め環境が大きく変わることになる。たださえ新しい環境に対する不安が大きな就学前の時期に、物的環境を整えることで少しでも不安を和らげることができた。

実際これから始まる生活の中で、改善すべき点が出てくることは予想される。また他の児童、保護者への理解、啓発をしながらA児がより安全に生活できるよう、配慮が必要である。